

令和3年度 東村山市児童クラブのご案内

◎令和3年度児童クラブ入会申込みスケジュール

入会日	申込期間	受付時間	結果通知発送
4月1日 (第1回審査)	以下に記載のスケジュールを参照		2月下旬
4月1日 (第2回審査)	令和2年12月16日(水) ～ 令和3年2月26日(金)	午前8時半 ～ 午後5時	3月上旬
4月1日 (第3回審査)	令和3年3月1日(月) ～ 令和3年3月15日(月)	午前8時半 ～ 午後5時	3月下旬
年度途中 (各月1日入所)	入会希望月の前月15日まで ※15日が土・日・祝日の場合 翌開庁日が締切となります。	午前8時半 ～ 午後5時	入会希望月の 前月末

●第1回審査申込期間のスケジュール

①郵送での申込期間

令和2年12月1日(火)～令和2年12月15日(火)(消印有効)

②提出用ポスト(窓口)での申込期間

令和2年12月9日(水)～令和2年12月15日(火)

※受付時間は以下の表のとおり。

日 曜日	9日 水	10日 木	11日 金	12日 土	13日 日	14日 月	15日 火
日中 (午前8時半～午後5時)	○	○	○	△	○	○	○
夜間 (午後5時～午後7時)	○	△	△	△	△	○	○

【注意事項】

- ・第1回審査の申込期間は、いきいきプラザ1階エレベーターホールに提出用ポストを設置した窓口を開設します。
- ・夜間・休日窓口開設中はいきいきプラザ正面玄関が利用できます。
- ・第2回審査以降の申込みの受付は市役所児童課窓口(いきいきプラザ2階)です。
- ・児童クラブ入会申込みは毎年度必要です。
- ・児童クラブに在籍している児童は、第1回審査の申込期間のみ在籍クラブへの提出が可能です。

◎児童クラブ入会申込みについて

入会対象者

入会対象者は以下のいずれも満たす場合となります。

1. 市内に居住していて小学校に就学している児童又は市外に居住していて市内の市立小学校に就学する児童。

※転入予定のかたの申込みも受け付けます。その場合は、入会希望月内に転入することが分かる書類（土地・家屋の売買契約書、賃貸契約書等）を添付してください。後日、転入手続きが完了されましたら、必ず児童課までご連絡ください。

2. 「合計指数」（5ページ参照）が30以上の児童。

3. 入会の要件（保護者の状況）が以下の①～④である場合には、従事する時間が15時（1年生は14時）～17時45分に含まれること（週3日以上）。

- ① 就労
- ② 求職
- ③ 介護（看護）居宅外
- ④ 就学

※①就労について、夜間勤務（22時～5時を含む）の場合は、勤務終了から9時間までの時間が15時（1年生は14時）～17時45分に含まれること。

4. 児童クラブにおいて安心安全な育成支援を行うに当たって、児童の集団生活に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められる児童

障害のある児童の入会について

東村山市では、各児童クラブにおいて3名程度の受け入れを行っています。

原則として、保護者のかたに児童クラブまでの送迎をお願いしています。なお、児童クラブにおける児童の状況や障害の程度等により、当該児童のみによる登所・降所が可能となる場合があります。

障害のある児童とは以下のいずれかに該当する児童を対象としています。

1. 特別支援学校または固定学級（青葉学級）に在籍する児童

※通級指導学級（きりの木学級）、特別支援教室（けやき教室）を除く

2. 「身体障害者手帳」、「愛の手帳」の交付を受けている児童

3. その他障害があることが証明できる書類が提出された場合

※障害程度の確認のため、後日面接を行わせていただきます。

提出書類

1. 児童クラブ入会申込書提出チェックシート

チェック後、入会申込書に添付して提出してください。

2. 児童クラブ入会申込書

児童1人につき1部必要です。兄弟姉妹同時に入会申込みされる場合は、入会希望児童1人につき1部ずつ必要となります。

3. 児童が放課後に育成支援を必要とすることを証明する書類(父母いずれも必要)

項目	必要書類
就労	在職証明書(※1)(すべてのかた) 確定申告書、開業届、源泉徴収票等、事業や勤務の実態が確認できるものの写し(自営業のかた) スケジュール表(※2)(在職証明書の記載内容では勤務実態が分からない場合)
求職	ハローワークカードの写し及びスケジュール表(※2) 生計の中心者の場合は、父及び母の源泉徴収票の写し等
出産 (※3)	医師の診断書(※4)又は母子手帳の写し(出産予定日が確認できる部分)
疾病	医師の診断書(※4)又は入院診療計画書の写し
障害	医師の診断書(※4)又は各種手帳の写し
介護 (看護)	被介護者の手帳・被保険者証の写し・医師の診断書(※4)のいずれか 通院・通所、介護のスケジュール表(※2)
災害	罹災証明書
就学	在学証明書又は入学許可証及び時間割の写し

- (※1)
- ・3ヶ月以内に記載されたものが有効となります。
 - ・在職証明書は勤務先に記入を依頼して下さい。自営業の場合はご自身又はご家族等が記入して下さい。
 - ・複数の勤務先を掛け持ちしている場合は、全ての勤務先の在職証明書を提出して下さい。
 - ・育児休業から復職予定で申込みをされる場合は、入会月中に復職が必要です。後日、復帰証明書の提出をお願いします。(対象となるかたには入会決定通知書に同封いたします。)
 - ・就労が内定の状態で申込みをされる場合は、後日、在職証明書の提出をお願いします。(対象となるかたには連絡いたします。)
 - ・単身赴任中である場合も、在職証明書は必要となります。海外へ赴任されている場合等、在職証明書の取得が難しい場合は児童課までご相談ください。

- (※2) ・標準的な様式が市ホームページからダウンロードが可能です(様式は問いませんが、市ホームページに掲載のものに準じた内容で提出してください)。
- (※3) ・育児休業中は児童クラブの入会対象となりません。
- (※4) ・3ヶ月以内に記載されたものが有効となります。
 - ・治療期間(見込み)、入院期間(歴)、外来通院回数等状況の可能な限り詳細な記載をお願いします。
 - ・標準的な様式が市ホームページからダウンロードが可能です(様式は問いませんが、必要事項が記載されているものを提出してください)。

4. 児童に障害があることがわかる書類(障害がある児童の入会のみ)

- ・「身体障害者手帳」、「愛の手帳」の写し(交付を受けている児童のみ)
- ・その他障害があることが証明できる書類

【注意事項】

- ・一部の児童クラブでは住所の区域による優先があります。詳細は、15ページ記載の優先区域をご確認ください。
- ・指定学区外就学もしくは区域外就学をされるかたは申込みの際にご相談ください。
- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・提出された在職証明書の記載内容について、勤務先に電話等で確認する場合があります。
- ・指定する期間内に必要な書類が揃わなかった場合は、次回以降の審査となります。
- ・上記1～4に掲げた書類以外にも審査のために書類の提出を依頼する場合があります。
- ・兄弟姉妹で同時に申込みをする場合、児童クラブ入会申込書以外の添付書類は、原本を1部用意いただければ、コピーでも構いません。
- ・決定を受ける前に申込みの取下げを希望される場合は「児童クラブ入会申込取下げ届」、入会決定後に辞退を希望される場合は「児童クラブ入会辞退届」により、速やかに届け出てください(児童課に連絡又は市ホームページから届出書をダウンロードして提出してください)。
- ・取下げ、辞退後に再度入会を希望される場合は新規申込みとなります。すぐに入会できない場合もありますのでご注意ください。

◎入会審査について

児童クラブの入会決定

提出された書類をもとに内容の確認、調査を行い、保護者の状況に「基本指数」を付与します。父母どちらか基本指数の低い方に「調整指数」を付与したものを「合計指数」とします。東村山市の児童クラブでは、入会に必要な合計指数を30としています。

基本指数（父母どちらか低い方）

+

調整指数

=

合計指数

児童クラブの入会決定にあたっては、「合計指数」の高い児童から入会を決定します。

※合計指数が同点の場合は「同点時判定」の基準を番号順に当てはめて判定します。

審査結果の通知

児童クラブへ入会となる場合

→ 児童クラブ入会決定通知書

児童クラブへ入会できない場合

→ 児童クラブ入会却下通知書

- 入会の可否にかかわらず、上記のいずれかの文書により結果について通知いたします。
- 児童クラブを利用することができる人数を超えたことにより児童クラブの入会ができない場合、児童クラブ入会却下通知書の日付から6ヶ月後が属する日の月末までは入会申込みが有効となります（入会却下通知の後、入会が可能となった場合のみ、改めて入会決定の通知をします）。申込有効期間中に入会できなかった場合で、引き続き入会を希望される場合は、再度申込みが必要となります。6ヶ月後が新年度になる場合は、年度末までとなります。
- 入会する児童クラブの決定は、優先区域やこれまでの在籍状況、学年のバランス等を考慮し行いますが、申込み状況によりこれまでとは異なる児童クラブへの入会決定となる場合があります。
- 兄弟姉妹が同時に申込みされる場合、別々の児童クラブになる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

基本指数

項目	細目		指数	
不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等		35	
就労	居宅外	20日以上/月	7時間以上	30
			6時間以上7時間未満	28
			5時間以上6時間未満	26
			4時間以上5時間未満	24
		16日以上20日未満/月	7時間以上	28
			6時間以上7時間未満	26
			5時間以上6時間未満	24
			4時間以上5時間未満	22
		12日以上16日未満/月	7時間以上	26
			6時間以上7時間未満	24
			5時間以上6時間未満	22
			4時間以上5時間未満	20
	居宅内	20日以上/月	7時間以上	28
			6時間以上7時間未満	26
			5時間以上6時間未満	24
			4時間以上5時間未満	22
		16日以上20日未満/月	7時間以上	26
			6時間以上7時間未満	24
内職	12日以上16日未満/月	7時間以上	24	
		6時間以上7時間未満	22	
	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	20	
		4時間以上5時間未満	18	
	内職		自宅において、週3日4時間以上従事	18
	求職	就労を目的として日中居宅外で活動する場合 1年度1回のみ(2か月)		16
出産	絶対安静等、日常生活に支障をきたす旨の診断があった場合		30	
	出産予定日を含む月の前後2か月在籍(5か月)		24	
疾病	入院		30	
	居宅内	常時病臥	30	
		精神性疾患(児童の保育が困難である旨の医師の診断書)		29
		一般療養	週3日または月12日以上の通院があり、家庭での保育が困難である場合	24
			常時病臥ではないが看護・介助を要し、家庭での保育が困難である場合	24
がん等の疾病があり、家庭での保育が困難な場合	24			
障害	身体	身体障害者手帳等	1,2級	30
			3級	24
			4級	18
	精神	保健福祉手帳等	1,2級	30
			3級	29
	知的	療育手帳(愛の手帳)等	1, 2, 3度	30
4度			29	
介護(看護)	居宅外	被介護者が他所に居住	就労(居宅外)の日数・時間数を準用する	
	居宅内	同居の障害者(身体・精神1・2級、知的1~3度等)、要介護者(要介護3~5度程度)の長時間にわたる介助、付添い		26
		同居の手帳保持者、要介護者(要介護1・2度程度)および診断書保持者の部分的な介助、付添い		20
災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		30	
就学	就労技能取得等のための就学(通信教育・通信講座、普通自動車免許取得を除く)		就労(居宅外)の日数・時間数を準用する	
特例	児童相談所等の専門機関から支援要請があった場合		30	

調整指数

学年	1年生	12
	2年生	9
	3年生	6
	4年生	3
	5年生	1
	6年生	1
ひとり親世帯		4
単身赴任等で父または母が保育に当たれない		2
生計の中心者が失業した場合の求職（ひとり親世帯を除く、退職日より6か月以内）		4

同点時判定表

1	入会を希望する日において児童クラブに在籍していない児童
2	学年の低い児童
3	該当する基本指数の項目について、不存在、特例、障害、疾病、就労、介護(看護)、出産、災害、就学、求職の順により優先
4	基本指数が高い児童
5	児童クラブ費に滞納のない世帯に属する児童
6	審査対象となる保護者の勤務終了時間のより遅い児童（就労を要件とする場合）
7	保護者（父・母）のうち、基本指数が高い保護者の基本指数がより高い児童
8	保護者（父・母）のうち、基本指数が高い保護者の基本指数の項目について、上記3の順により優先
9	保護者（父・母）のうち、基本指数が高い保護者の勤務終了時間のより遅い児童（就労を要件とする場合）

◎児童クラブ入会申込みQ&A

Q1 現在、児童クラブに在籍しています。次年度も入会を希望する場合、申込みが必要ですか。

A1 必要です。児童クラブの入会期間は4月1日（年度途中に入会の場合は入会月の1日）～翌年3月31日です。次年度も入会を希望する場合は入会申込みが必要となります。

Q2 雇用期間の延長予定または就職内定の状態で児童クラブへの入会申込みはできますか。

A2 可能です。入会后、再度在職証明書を提出していただきます。

Q3 弟・妹の保育園入園申込みも同時にしています。児童クラブには入会できて、保育園に入れなかった場合はどうなりますか。

A3 保育園に入れなかった場合でも、会社の託児所に預ける等により育児休業から復職をする場合は児童クラブの入会が可能です。なお、この場合において、児童クラブに入会する月中に復職する必要があります。

Q4 これまで居宅外の就労でしたが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で在宅勤務（テレワーク、リモートワーク）をしています。居宅内の就労扱いになるのでしょうか。

A4 新たな生活様式の実践に基づき、恒常的に居宅内の勤務となった場合は居宅内の扱いとなります。その他の場合につきましては、ケースにより様々な取扱いとなることが想定されるため、在職証明書に勤務の実態が分かるように記載をしていただくよう雇用者に依頼してください。

Q5 入会する児童クラブの決定はどのように行うのですか。

A5 優先区域やこれまでの在籍状況、学年のバランス等を考慮し決定を行いますが、申込み状況によってはこれまでとは異なる児童クラブへの入会となったり、兄弟別々の児童クラブに入会となる場合があります。

Q6 児童クラブに優先区域（10ページ・15ページ参照）がある場合、住所が区域外だと入会申込みはできませんか。

A6 住所が優先区域外であっても入会申込みは可能です。ただし、優先区域にお住まいの入会対象者（2ページ参照）がすべて入会してなお、欠員が生じている場合に入会が可能となります。

Q7 児童クラブに入会できなかった場合、再度入会申込みが必要ですか。

A7 入会対象者（2ページ参照）で入会できなかった場合、児童クラブ入会却下通知書の日付から6ヶ月後が属する日の月末までは入会申込みが有効となり、入会希望クラブに欠員が生じた際には再度入会審査を行います。

申込有効期間中に入会できなかった場合で、引き続き入会を希望される場合は、再度申込みが必要です。

Q8 夏休みのみ児童クラブを利用することはできますか。

A8 夏休み期間限定の児童クラブ入会制度はありません。夏休み期間のみの利用であっても、通常の入会申込みが必要です。

Q9 入会を申込んでから世帯の状況や就労状況等が変わった場合はどのようにすればいいですか。

A9 世帯の状況や就労状況等が変わった場合は速やかに児童課へ連絡してください。内容により、提出が必要となる書類があります。

Q10 入会申込み中や入会決定後に入会の希望が無くなった場合、どのようにすればいいですか。

A10 入会申込み中に入会を希望しなくなった場合は「児童クラブ入会申込取下げ届」、入会決定後に入会を希望しなくなった場合は「児童クラブ入会辞退届」を児童課に速やかに提出してください。

Q11 年度途中で引っ越しなどにより入会する児童クラブを変更したい場合はどのような手続きが必要ですか。

A11 児童クラブを変更したい場合は、改めて入会申込み手続きが必要となります。3ページを参考に必要書類の提出をお願いします。なお、通常の入会申込みと同様の審査（5ページ参照）により入会決定を行いますので、空きが出るまでお待ちいただく場合もございます。

◎入会申込書記入用 児童クラブ一覧

入会申込書の「希望クラブ名」欄には、以下の一覧からクラブ名を選択しご記入ください（第1・第2クラブ併設の児童クラブについては、「クラブ名」欄に記載されている通り、「第1・第2〇〇児童クラブ」と記入してください）。

クラブ名	小学校区	備考
本町児童館育成室		
大岱児童クラブ	大岱小学校	指定管理者による運営 (大岱小学校内設置)
第1・第2久米川児童クラブ	久米川小学校	
久米川東児童クラブ	久米川東小学校	
第1野火止児童クラブ	野火止小学校	指定管理者による運営
第2野火止児童クラブ		
秋津児童館育成室		
秋津児童クラブ	秋津小学校	指定管理者による運営 (秋津小学校内設置)
第1・第2秋津東児童クラブ	秋津東小学校	
第1・第2青葉児童クラブ	青葉小学校	
栄町児童館第1・第2育成室	八坂小学校	八坂小学校区域かつ府中街道 より東側が優先区域
第1・第2萩山児童クラブ	萩山小学校	
第1・第2東萩山児童クラブ	東萩山小学校	
富士見児童館育成室	八坂小学校	八坂小学校区域かつ府中街道 より西側が優先区域
富士見児童クラブ	富士見小学校	
南台児童クラブ	南台小学校	
北山児童館育成室		
北山児童クラブ	北山小学校	指定管理者による運営 (北山小学校内設置)
第1回田児童クラブ	回田小学校	回田小学校区域かつ廻田町が 優先区域
第2回田児童クラブ		回田小学校区域かつ多摩湖町 が優先区域
第3回田児童クラブ		指定管理者による運営 (回田小学校内に設置)
第1・第2化成児童クラブ	化成小学校	

※入会決定はこれまでの在籍状況や学年のバランス等を考慮し行いますが、申し込み状況によっては、これまでとは異なる児童クラブへの入会決定となる場合があります。

◎児童クラブの概要

児童クラブとは

保護者の就労等により、放課後に育成支援が必要な小学生を対象に運営される事業です。子どもたちの安全に留意した上で、基本的習慣を身につけ、同時に様々な活動を通して自主性や協調性を養い、健やかな成長を図ることを目的としています。

開所日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日

保育時間

学校授業日：下校時～午後5時45分

学校休業日：午前8時30分～午後5時45分

※指定管理者が運営する児童クラブは、事業者の独自サービスとして、延長保育（午後6時45分まで）を行っています（詳しくは指定管理者にお問い合わせください）。

おやつ・昼食の提供

- ・開所日は毎日おやつを提供しています。
 - ・児童クラブでは昼食を提供していません。長期休業期間等、学校で給食が提供されない日はお弁当の持参をお願いします。
- ※アレルギーがある場合は、診断書等（写し可）の提出をお願いする場合があります。

緊急時等の対応

1. 児童クラブで保育中に地震や台風などの自然災害が発生した場合、保護者にお迎えの連絡等をする場合があります。
2. 児童が児童クラブでケガ、体調不良となった場合、児童クラブより保護者へ連絡します。状況により保護者の方のお迎えをお願いします。また、ケガ等の程度により児童クラブの指導員同伴のもと医療機関へ搬送する場合があります。
3. 児童クラブでは医療行為は行えませんのでご注意ください。

◎児童クラブ費

児童クラブ費は利用日数に係わらず、月単位の費用となります。

月額 5,500 円

※延長保育料金（指定管理者運営の児童クラブのみ）

日単位の利用上限額…700 円

月単位の利用上限額…4,000 円

延長保育料のお支払いについては、直接指定管理者へお問い合わせ下さい。

お支払方法

1. 納付書

年 2 回発送する納付書を金融機関等に持参し、分割または一括でお支払いください。

対象月	発送時期
4月分～9月分	4月中旬
10月分～3月分	10月中旬

※納期限は原則毎月末（12月は25日）になります。ただし、末日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日が納期限となります。

2. 口座振替

・振替日は、原則毎月末（12月は25日）になります。ただし、末日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日が振替日となります。

・口座振替の利用にあたっては、金融機関で事前に手続きをする必要があります。（入会決定後、手続きに必要な書類を送付します。）

児童クラブ費の免除・減額について

下記のいずれかに該当する世帯は、児童クラブ費が免除・減額となります。
免除・減額の適用を希望する場合は、毎年度申請が必要となります。前年度に適用となった場合も申請は必要となりますのでご注意ください。
なお、延長保育の利用料金については、免除・減額の適用はありません。

対象世帯	減額・免除	申請期間	必要書類
兄弟姉妹が同時期に利用した場合の2人目以降	3,500 円に減額	入会決定通知到達日 ～令和4年3月31日	なし
生活保護受給世帯 (※1)	免除	入会決定通知到達日 ～令和4年3月31日	受給証明書 (世帯全員分)
中国残留邦人等	免除	入会決定通知到達日 ～令和4年3月31日	支援費受給証明書
市民税非課税世帯 (令和3年度)	免除	令和3年6月中旬(※3) ～令和4年3月31日	市民税・都民税 非課税証明書 (保護者分)
就学援助費受給世帯 (※2)(令和3年度)	免除	令和3年7月中旬(※4) ～令和4年3月31日	就学援助費受給 資格認定通知書 (※5)

- ※1 生活保護については、受給期間のみ児童クラブ費が免除となります。
- ※2 市役所学務課（都立特別支援学校に通学されるかたは東京都）へ申請が必要です。入学以降、学校からご案内がありますので、詳細はご案内を確認ください。
- ※3 申請開始日は予定です。令和3年度の市民税・都民税非課税証明書の発行が始まってからの受付となります。証明書の発行開始日は毎年前後しますので、ご注意ください。
- ※4 申請開始日は予定です。例年、就学援助費受給資格認定通知書は7月中旬に発送されます。就学援助費の受給期間のみ児童クラブ費が免除になります。
- ※5 就学予定者への認定通知書では、お手続きはできません。

◎退会について

- 原則、児童クラブの退会は月末となります。
- 退会を希望される場合は事前に「児童クラブ退会届」の提出が必要になります。
- 児童クラブ退会届は退会する月の15日までに在籍児童クラブまたは児童課に提出をお願いします（16日以降に月末での退会を希望される場合は、児童課までご相談ください）。
- 入会申込みの時点から世帯の状況や就労状況等が変わった場合は、速やかに児童課までご連絡ください。入会決定後、入会要件を満たさなくなった場合は、決定通知記載の入会期間の満了前に退会していただく場合があります。

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

◎東村山市児童クラブ一覽

クラブ名	定員	所在地	電話番号	優先区域
本町児童館育成室	56	本町4-19-26	397-1154	
☆大岱児童クラブ	30	恩多町4-17-1 (大岱小学校内)	393-5995	
第1久米川児童クラブ	72	久米川町4-11-19	395-2002	
第2久米川児童クラブ	59	久米川町4-11-22	395-9116	
久米川東児童クラブ	86	久米川町2-44-3	395-1172	
第1野火止児童クラブ	80	恩多町5-45-4	397-1156	
☆第2野火止児童クラブ	45		395-1785	
秋津児童館育成室	90	秋津町3-51-25	397-1150	
☆秋津児童クラブ	30	秋津町3-48-1 (秋津小学校内)	396-9669	
第1秋津東児童クラブ	56	秋津町4-35-68	393-5175	
第2秋津東児童クラブ	56			
第1青葉児童クラブ	60	青葉町2-35-11	397-1155	
第2青葉児童クラブ	60			
栄町児童館第1育成室	42	栄町3-14-1	397-1151	八坂小学校区域かつ府中街道 より東側
栄町児童館第2育成室	51			
第1萩山児童クラブ	65	萩山町4-16-5	397-1157	
第2萩山児童クラブ	46			
第1東萩山児童クラブ	74	萩山町5-7-18	394-1242	
第2東萩山児童クラブ	30			
富士見児童館育成室	60	富士見町5-4-51	397-1152	八坂小学校区域かつ府中街道 より西側
富士見児童クラブ	78	富士見町5-4-56	394-5396	
南台児童クラブ	90	富士見町1-16-1	392-2863	
北山児童館育成室	35	野口町3-26-2	397-1153	
☆北山児童クラブ	30	野口町3-45-1 (北山小学校内)	392-0600	
第1回田児童クラブ	62	廻田町3-12-6	395-4065	回田小学校区域かつ廻田町
第2回田児童クラブ	31	廻田町3-28-1	398-2006	回田小学校区域かつ多摩湖町
☆第3回田児童クラブ	30	(回田小学校内)	396-3313	
第1化成児童クラブ	84	諏訪町1-4-1	393-9999	
第2化成児童クラブ	58	諏訪町1-4-31	393-9210	

※「☆」がついている児童クラブは指定管理者による運営となっています。

※入会申込みの状況を勘案し、必要と認めるときは規則に規定される一定の範囲において定員を超えて受け入れを行う場合があります。

《問い合わせ先》

東村山市 子ども家庭部 児童課

所在地：東村山市本町1丁目2番地3

電話：042-393-5111（代表）

内線：3173～3175